様式第２号（第３条関係）

審 議 会 会 議 録

会議名称	令和６年度　第１回伊達市文化財審議会		
議　　題	文化財の指定等について		
開催日時	令和６年７月12日（金）　午後２時から午後３時まで		
場　　所	第２庁舎第１会議室		
出席者	出席委員６名		
	所管部課名	教育部生涯学習課	
公開非公開の別	■　公　開	傍聴者の人数	なし
	□　非公開	非公開の理由	

【審議会の概要】

１．開会

事務局より、委員定数の７名中６名の出席により会議が成立していることを報告。

２．教育長挨拶

３．議事

諮問　文化財の指定等について

（１）「小野潭筆　開拓絵画資料」を市の文化財に指定することについて

（資料に基づき事務局から説明）

≪質疑等≫

委　員：小野潭による今回の指定以外の資料所在やその保管状況について、市は調査すべきであると考える。

事務局：継続して調査を行っていきたいと考えている。

【結　果】

市の文化財に指定することが適当であると答申することが決定された。

（２）「胆振縦貫鉄道　徳舜瞥駅（国鉄胆振線　新大滝駅）跡」を市の文化財に指定することについて

（資料に基づき事務局から説明）

≪質疑等≫

委　員：駅跡について、現在のＪＲや市民が保有している駅舎の画像などを集め、説明看板などに反映できるとよいと考える。

事務局：随時、対応していきたいと考えている。

委　員：当該地の平成ふるさとの道公園はかつての路線の終点でもあるため、歴史を伝えるにはふさわしいと考える。

【結　果】

市の文化財に指定することが適当であると答申することが決定された。

（３）市指定文化財「土蔵倉」（指定番号　第 26 号）の指定を解除することについて
（資料に基づき事務局から説明）

≪質疑等≫
委　員：所有者によって過去 10 年で２回耐震のための改修工事が行われたとのことであるが、改修に係る補助について所有者から申請はあったのか。
事務局：当該物件は店舗として有償で貸し出されていることもあり、市への補助申請はなかった。
委　員：当該地物件以外に土蔵の倉は市内に残存しているのか。
事務局：市内に残存しているものはない。

【結　果】
写真等による記録を保存すること及び将来的に解体等を行う場合は部材が活用される方法も検討するよう所有者に依頼することを教育委員会に求める旨の意見を付帯した上で指定を解除することが適当であると答申することが決定された。

４．閉会